

よこはま保健医療プラン2018（仮称）の策定について

医療分野における本市の中期的な計画である「よこはま保健医療プラン2013」は、計画期間が平成30年3月までとなっています。平成30年度から平成35年度までの6年間の計画期間とする、次期プラン「よこはま保健医療プラン2018（仮称）」の策定に向け、検討を始めました。

1 計画期間

平成30年4月から平成36年3月まで（6年間）

（国指針において6年を基本とされる見込みです。また、必要に応じてプランの見直しを図ります。）

2 検討組織

横浜市保健医療協議会の専門部会として「よこはま保健医療プラン策定検討部会」を設置し、検討いただきます。

■ よこはま保健医療プラン策定検討部会 委員名（○は部会長）		五十音順（敬称略）
秋山 治彦（横浜市立脳卒中・神経脊椎センター臨床研究部長）	鳥山 直温（横浜市医師会 副会長）	
石原 淳（横浜市立市民病院 病院長）	原 久美（神奈川県看護協会 理事）	
井上 登美夫（横浜市立大学 医学部長）	平元 周（横浜市病院協会 副会長）	
○大久保 一郎（筑波大学医学医療系 教授）	伏見 清秀（東京医科歯科大学医学部 教授）	
小田原 俊成（横浜市立大学保健管理センター 教授）	堀元 隆司（横浜市歯科医師会 常務理事）	
川田 哲（横浜市薬剤師会 副会長）	三角 隆彦（済生会横浜市東部病院 院長）	
栗原 美穂子（横浜在宅看護協議会 会長）	山村 良一（横浜市社会福祉協議会 地域ケアプラザ分科会）	
神保 修治（横浜市民生委員児童委員協議会 理事）		

3 スケジュール

今後、3カ月に1回程度開催する「よこはま保健医療プラン策定検討部会」にて検討を進めたいうえで、パブリックコメントを実施し、「よこはま保健医療プラン2018（仮称）」を策定します。

議論の状況について常任委員会にて逐次ご報告し、ご意見を伺いながら検討を進めてまいります。

	平成28年度		平成29年度				平成30年度
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4月～
保健医療協議会		★			★	★	➡ 策定
検討部会	★	★	★ [★]	★	★		
プラン策定	論点議論	骨子	素案		最終案		
市民意識調査	実施・集計						
パブリックコメント					実施		

参考：他計画との関係

	28年度 (2016年)	29年度 (2017年)	30～32年度 (2018～2020年)	33～35年度 (2021～2023年)	36年度 (2024年)	37年度 (2025年)
医療計画指針 策定(国:3月頃)	★ 第6次		第7次医療計画(県)		第8次	
計 画	第6期	第7期介護保険 事業計画(市)	第8期		第9期	
	よこはま保健医療プラン 2013(市)	次期よこはま保健医療プラン(市)		次期プラン		
地域医療構想 策定(10月)	★ 中期4か年計画(市)					

■参考資料 1 : よこはま保健医療プラン 2013 の概要について

【概要】よこはま保健医療プランは、本市独自の行政計画として、保健医療分野を中心とした施策を総合的に体系づけた中期的な指針として平成 20 年から策定しています。医療法に規定された「医療計画」を基本に、「横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」や「健康横浜 2 1」などと整合を図りつつ、まとめています。

<参考> 基礎データ

・基準病床数 22,190 床
・既存病床数 22,554 床 (24 年 3 月 31 日)

・人口 ㊦372.5 万人→㊦371.8 万人
(うち 65 歳以上 ㊦ 87.7 万人→㊦ 97.2 万人)
(うち 75 歳以上 ㊦ 41.0 万人→㊦ 58.6 万人)

■よこはま保健医療プラン 2013 より

■ I 章 プランの基本的な考え方(P.1-)

計画策定趣旨・位置付け

基本理念

- ・市民中心の保健医療の仕組みづくりを推進する
- ・高齢化の一層の進展が見込まれるなか、安心して暮らせる社会の実現に向けて、必要な施策を推進する

■ II 章 横浜市の保健医療の現状(P.5-)

- (1)地勢と交通
- (2)人口構造
- (3)人口動態
- (4)受療状況

- (5)保健医療圏と基準病床
- (6)医療提供体制 (病床数・医療従事者数等)
- (7)生活習慣と生活習慣病

■ III 章 横浜市の保健医療の目指す姿(P.31-)

- 超高齢社会において安心して暮らせる社会の実現
本市実情に即した質の高い効率的な保健医療体制
- ・身近な生活圏域での保健医療提供体制の充実
 - ・患者中心の医療の推進
 - ・主体的な健康づくり(健康横浜 21 との連動)

■ IV 章 主要な疾病(5 疾病)ごとの切れ目のない保健医療連携体制の構築(P.35-)

1. がん(P.36-)

- (1)予防啓発 生活習慣の改善(食生活・運動・喫煙・飲酒等)
- (2)検診 受診率の向上(胃・肺・大腸 40%,乳・子宮 50%)
- (3)医療提供体制
- (4)緩和ケア 理解促進、緩和ケア病床整備、在宅緩和ケア
- (5)働く世代 就労との両立、啓発
- (6)小児がん 拠点病院と地域医療機関との連携

【実績・取組事項等】

○ がん検診受診率 (69 歳以下)

	25 実績	28 目標		25 実績	28 目標
胃がん	37.6%	40%	乳がん	43.0%	50%
肺がん	37.6%	40%	子宮がん	44.6%	50%
大腸がん	35.8%	40%			

2. 脳卒中(P.51-)

- (1)予防啓発 生活習慣の改善、救急車要請への啓発
- (2)救急医療提供体制 体制参加医療機関の基準点検と情報公開
- (3)急性期医療 横浜市救急医療情報システム(YMIS)による応需情報提供、血栓除去術実施医療機関との連携
- (4)回復期リハ 病床配分の実施、急性期病院との連携
- (5)在宅リハ 評価目的の受診、在宅 PT 確保、医科・歯科・LT 等

【実績・取組事項等】

- 「よこはま健康アクション Stage1」の推進(再掲)
- 初期症状や緊急受診の必要性周知のための市民啓発 (電車・医療機関・公共施設等にポスター掲示、講演会開催)
- 脳血管疾患救急医療体制参加医療機関連絡会の開催 (連絡会 1 回、幹事会 2 回)
- YMIS を通じた医療機関の応需情報の提供

3. 急性心筋梗塞(P.65-)

- (1)予防啓発 生活習慣の改善、AED 普及啓発
- (2)救急医療提供体制 体制参加医療機関の基準点検
- (3)リハ等 心臓リハ普及、在宅多職種連携

【実績・取組事項等】

- 「よこはま健康アクション Stage1」の推進(再掲)
- 急性心疾患救急医療体制の参加基準見直し(㊦運用(改正済))
- 緊急手術に対応できる医療機関との連携体制の構築(㊦検討)

4. 糖尿病(P.75-)

- (1)予防啓発 生活習慣の改善、保健指導・受診勧奨等
- (2)医療提供体制 地域連携クリティカルパスや糖尿病連携手帳の活用

【実績・取組事項等】

- 「よこはま健康アクション Stage1」の推進(再掲)
- 医療機関との連携による、重症化予防普及啓発のモデル実施

5. 精神疾患(P.79-)

- (1)精神保健福祉の状況 チームアプローチの推進、啓発活動
- (2)予防啓発 身近な方が気づけるよう啓発と育成
- (3)治療~回復 周囲の支援体制、精神科救急入院料等取得推進 退院後の安定した地域生活に向けた取組
- (4)回復~地域生活 多職種参画によるチームアプローチ

【実績・取組事項等】

- 精神科救急入院料等の取得促進 (㊦7 施設)
- 警察官通報受理から診察開始までの平均時間(㊦4 時間 31 分)
- チームアプローチ支援の仕組み構築 (㊦検討)

■ V 章 主要な事業(4 事業及び在宅医療)ごとの医療体制の充実・強化(P.91-)

1. 救急医療(P.92-)

- (1)初期救急 二次救急も含めた体制検討
- (2)二次・三次救急 術後患者の転床先(医療機関・介護施設等)連携

【実績・取組事項】

- 休日急患診療所老朽化対応数 (㊦1 施設(累計 15 施設))
- 重症外傷センター整備数 (㊦2 か所)
- 二次救急拠点病院数 (㊦22 病院)
- 小児救急拠点病院 (㊦7 病院)

2. 災害時医療(P.99-)

- 被災直後の負傷者等受入医療機関の拡充
- 非常通信手段の複線化
- 医療関係団体等との合同防災訓練、市民広報

【実績・取組事項】

- 被災時の負傷者受入れ医療機関数(㊦115 か所)
- 広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の登録医療機関数 (㊦192 か所)
- 非常時の通信手段を備えた医療機関数(㊦98 か所)

3. 周産期(救急)医療(P.102-)

- 出産場所の確保、産科拠点病院整備、医師確保、NICU 等確保
- 妊婦健診促進等安全・安心な出産のための普及啓発

【実績・取組事項】

- 出産に対応する施設数 (㊦54 か所)
- 産科拠点病院の整備 (㊦3 か所)
- NICU 病床数 (㊦99 床)

4. 小児(救急)医療(P.108-)

- 拠点病院体制の維持、小児医療の適切受診勧奨・啓発
- 小児在宅療養患者・障害児対応の訪看推進、児童虐待防止 適正受診

【実績・取組事項】

- 小児救急拠点病院 (㊦7 か所)
- 小児救急啓発事業の推進 (㊦18 区)

5. 在宅医療(P.112-)

- (1)在宅医療 拠点整備、在宅医負担軽減、多職種連携、普及啓発
- (2)終末期医療 拠点整備、がん診療連携拠点病院等と連携、啓発
- (3)医療福祉連携 医療・介護従事者「顔の見える関係」づくり 包括支援センター運営協議会や地域ケア会議等の活用

【実績・取組事項】

- 在宅医療連携拠点の整備 (㊦17 か所)
- かかりつけ医対象の在宅医療研修の実施(㊦15 区・584 人)
- 市民啓発講演会の実施 (㊦15 区・1,761 人)

■参考資料 1 : よこはま保健医療プラン 2013 の概要について

■よこはま保健医療プラン 2013 より

■VI章 患者中心の安全で質の高い医療を提供する体制の確保 (P.117-)

- ・ 公的医療機関等の役割
- ・ 薬局の役割
- ・ 医療従事者の確保
- ・ 医療安全対策の推進
- ・ 医療機能に関する情報提供の推進

【実績・取組事項等】

- 市民病院再整備 (㊟事業用地取得契約締結、基本設計完了)
- 地域医療構想調整会議の開催 (㊟5回)
- 患者・家族への説明等を診療録等に記載し、医療安全確保を図る (㊟適合病院 59%)
- 市民病院等安全管理者会議 (㊟73 施設(55%))
- 薬局等への監視指導実施率 (㊟26%)

■VII章 主要な保健医療施策の推進 (P.141-)

1. 感染症対策(P.142-)

- (1)感染症対策全般 研修の充実、啓発
- (2)結核対策 DOTS(直接服薬確認療法)の推進、健診強化
- (3)エイズ対策 相談・検査体制の強化、啓発
- (4)予防接種 ワクチン導入への早期対応
- (5)新型インフルエンザ対策 抗インフル剤等の継続的備蓄
- (6)肝炎対策 広報・啓発

【実績・取組事項等】

- 結核罹患率 (㊟15.6)
- HIV 検査 (㊟3,354 件) HIV 相談 (㊟4,433 件)
- 風疹対策 (㊟抗体検査 10,354 件、予防接種 10,538 件)
- 抗インフル約循環備蓄実施 (約 5,000 人分)
- 肝炎検査 (㊟28,575 人)

2. 難治性疾患対策(P.154-)

国の難病患者支援の仕組みの検討を注視、適切な支援の実施

【実績・取組事項等】

- 指定難病の対象疾病数拡充 (110→306) に伴い、市単独事業の利用対象者を拡充

3. アレルギー疾患対策(P.155-)

みなと赤十字病院等と連携し、診療ネットワーク等を構築 保育所や学校等への継続的研修、講演会等普及啓発

【実績・取組事項等】

- 保育所等職員を対象としたアレルギーに関する研修会の実施 (㊟計 5 回、1,478 名参加)

4. 認知症疾患対策(P.157-)

認知症疾患医療センター設置、ステージに応じた切れ目ない医療 早期発見・早期対応に向けかかりつけ医対象研修の実施

【実績・取組事項等】

- 認知症疾患医療センターの設置 (㊟新規 1 か所、累計 4 か所)
- 認知症初期集中支援チームの設置 (㊟新規 2 か所)
- 認知症ケアパスを作成
- かかりつけ医認知症対応力向上研修の実施 (㊟2 回 76 名参加)

5. 障害児・者の保健医療(P.160-)

- (1)医療提供体制の充実 知的障害等に理解ある医療機関を増やす
- (2)リハの充実 横浜市総合リハビリテーションセンターとの連携
- (3)重症心身障害児・者への対応 多機能型拠点の整備

【実績・取組事項等】

- 知的障害者対応専門外来の設置 (㊟2 か所(継続))
- メディカルショートステイ事業の実施 (㊟10 病院、107 件)
- 高次脳機能障害者地域ネットワーク (㊟6 区)
- 多機能型拠点の整備 (㊟設計・工事)
- 重症心身障害児施設整備 (㊟整備)

6. 歯科口腔保健医療 (P.164-)

全てのライフステージを通じた、口腔健康・口腔機能の維持・向上 (妊婦歯科健診、歯周病予防教室、かかりつけ歯科医への理解等)

【実績・取組事項等】

○ (「第 2 期健康横浜 21」より抜粋(平成 34 年度までの計画))

	内容	27 実績	34 目標
乳幼児期	3 歳児で虫歯のない者	-	90%
学齢期	12 歳児のむし歯数	-	維持・減少
成人期～	40 歳代で進行した歯周病を有する者	-	維持・減少
	20 歳以上で過去 1 年間に歯科健診を受診した者	-	65%
	80 歳で 20 本以上自歯の者	-	50%
	60 歳代で何でも噛んで食べられる者	-	80%

7. 保健医療を取り巻く環境の整備(P.168-)

- (1)食品の安全対策 放射性物質対策、生食用牛肉等の取扱い
- (2)生活衛生対策 新築の大型建築物、福祉施設に対する指導、啓発

【実績・取組事項等】

- 飲食店へ生食用食肉の基準数値、確認
- 飲食店へ鶏生肉提供禁止等指導 (㊟立入監視 6,269 施設)
- レジオネラ症発症患者利用施設調査 (㊟社会福祉施設 14 か所)

■VIII章 生涯を通じた健康づくりの推進 (P.173-)

1. 母子保健・学校保健(P.174-)

- (1)母子保健 生涯にわたる女性の健康に関する相談の充実
- (2)学校保健 食育、体力向上

【実績・取組事項等】

- 女性の健康相談実施回数 (㊟38,684 回)
- 健康教育の実施回数 (㊟990 回)
- 母子訪問指導件数 (㊟32,810 件)
- 朝食を食べている小・中学生 (㊟93.2%)

2. 生活習慣病予防の推進 (第2期健康横浜21の推進) (P.178-)

生活習慣の改善 (食生活、歯・口腔、喫煙・飲酒、運動、休養・こころ) 生活習慣病の重症化予防 (がん検診、特定健診の普及)

【実績・取組事項等】

○ (「第 2 期健康横浜 21」より抜粋(平成 34 年度までの計画))

	27 実績	34 目標
健康寿命	-	健康寿命を延ばす

3. メンタルヘルス対策の推進(P.185-)

- (1)メンタルヘルス 市民周知、研修の充実
- (2)自殺対策 ゲートキーパーの養成

【実績・取組事項等】

- 専門的なゲートキーパー数 (㊟1,561 人)

■IX章 計画の進行管理等(P.189-)

■ 医療計画全体に関する事項について

- 地域における医療提供体制の構築に当たっては、地域医療構想における病床の機能分化・連携を進めていくこととしており、それぞれの医療機関が地域において果たす役割を踏まえ、地域全体で効率的・効果的な医療提供体制を構築していくことが必要
- ロコモ、フレイル、肺炎、大腿骨頸部骨折等、その対策については、他の関連施策と調和を取りつつ、疾病予防、介護予防等を中心に、医療・介護が連携した総合的な対策を講じる

※ ロコモ(ロコモティブシンドローム) : 運動器の障害のために、要介護になっていたり、要介護になる危険の高い状態のこと。骨、関節、筋肉などの運動器の働きが衰えると、暮らしの中の自立度が低下し、転倒・骨折により介護が必要になったり、寝たきりになる可能性が高くなります。

※ フレイル : 加齢とともに筋力や認知機能などが低下し、生活機能障害・要介護状態、死亡などの危険性が高くなった状態のこと。

【基準病床数について】

(1) 基準病床数の考え方

病床の整備に当たっては、医療法に定められた「基準病床数」の範囲内で行うこととされています。

(2) 本市の状況について

本市の既存病床数は現在約 23,000 床となっており、基準病床数である 22,190 床と比べ約 800 床の過剰となっておりますが、2025 年には 30,155 床の必要病床数が推計されています(回復期・慢性期病床を中心に約 7,000 床の不足)

→ 推計される「必要病床数」と医療法上の「基準病床数」との整合が必要

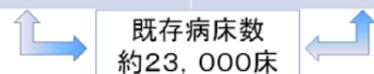
(3) 国での現在の議論

- 病床過剰地域で、病床の必要量(必要病床数)が将来においても既存病床数を大きく上回ると見込まれる場合は、
 - ① 高齢化の進展等に伴う医療需要の増加を毎年評価するなど、基準病床数を確認すること
 - ② 医療法第 30 条の 4 第 7 項※の基準病床数算定時の特例措置で対応することとする。

※ 急激な人口の増加が見込まれる場合等に、厚生労働大臣が同意する基準病床数を加えることができる措置

＜本市の状況について＞

区分	2025年の必要病床数	現行の医療計画の基準病床数
目的	将来の医療需要に基づく医療提供体制の確保	病床の地域的偏在を是正し、全国的に一定水準以上の医療を確保
計算方法(概要)	2013年度の性・年齢階級別の入院受療率に、2025年の性・年齢階級別推計人口を乗じて算出	算出時点の二次医療圏ごとの性・年齢階級別人口、病床利用率から算出
病床数	30,155床	22,190床



※ 当検討会以外にも、別途個別の検討会で議論されているものもあり、それらの検討状況も踏まえつつまとめられています。

(がん診療提供体制のあり方に関する検討会、脳卒中・心臓病その他の循環器病に係る診療提供体制のあり方に関する検討会、これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会、等)

■ 5 疾病について

＜がん関連＞

- 治療を主とする医療に加え、予防や社会復帰、治療と職業生活の両立に向けた支援に取り組む
- 外来や在宅医療におけるがん診療に関し、拠点病院等を中心とした、その他医療機関、薬局等との地域における連携体制を構築する。
- 合併症予防・軽減のため、周術期口腔管理に係る医科歯科連携や QOL 向上支援を推進する。

＜脳卒中関連＞

- 発症後、病院前救護を含め、早急に適切な急性期診療を実施する体制の構築が必要
- 発症早期のリハの推進と共に、回復期、維持期のリハに中断なく移行できるよう連携を図る。

＜急性心筋梗塞関連＞

- 急性心筋梗塞に限らず、心不全等の合併症や他の心血管疾患(急性大動脈解離等)を含めた医療提供体制の構築を進める。
- 発症後、病院前救護を含め、早急に適切な治療を開始する体制の構築を進める。

＜糖尿病関連＞

- 重症化予防対策には、受診中断患者数の減少や早期からの適切な指導・治療が重要であり、医療機関と薬局、保険者が連携する取組を進める。
- 医療機関のみではなく、日常生活に近い場でも栄養・運動等の指導をうけられるよう、医療従事者が地域での健康づくり・疾病予防に参加できる機会を創出する。

＜精神疾患関連＞

- 長期入院精神障害者の地域移行等の課題を踏まえた精神疾患の医療提供体制の構築は、これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会における議論を踏まえ見直す。

■ 4 事業及び在宅医療について

＜救急医療関連＞

- 円滑な受け入れ体制の整備やいわゆる出口問題へ対応するため、救急医療機関と、かかりつけ医や介護施設等の関係機関との連携・協議する体制を構築する。また、日頃からかかりつけ医を持つこと、救急車の適正利用等についての理解を深めるための取組を進める。

＜災害時医療関連＞

- BCP 策定について、災害拠点病院だけでなく地域の一般病院においても推進する。
- 広域医療搬送を想定した訓練を積極的に実施するなど、近隣都道府県連携を強化する
- 被災地における必要な医薬品の提供体制の確保に関しても合わせて検討する。

＜周産期(救急)医療関連＞

- 災害時に妊産婦・新生児等へ対応できる体制の構築を進めるため、「小児周産期災害リエゾン」の養成を進める。

＜小児(救急)医療関連＞

- 拠点となる医療機関の整備を進めるとともに、拠点となる医療機関が存在する地域においては、地域の実情を踏まえた医療体制を整備する。
- 地域における受け入れ体制を構築するための人材育成や、地域住民の小児医療への理解を深めるための取組を進める。

＜在宅医療関連＞

- 在宅医療サービスと介護サービスが、地域の実情に応じて補完的に提供されるよう、介護保険事業計画等における整備目標と統合的な目標を検討する。
- 例えばサ高住の整備計画や療養病床の動向など、在宅医療の提供体制を考える上で地域で留意すべき事項や協議の進め方について、国において整理し、都道府県に示していく。